



## 実務経験等により営業所専任技術者となる要件

前のページの表記載の、指定された免許・資格を有している場合のほかにも、下記に該当する場合には建設業許可に必要な専任技術者になることができます。

建設業法該当条文	専任技術者コード	内容
第7条2号イ	01	高等学校、中等教育学校又は高等専門学校・大学(短期大学を含みます)の専門課程を修了した後、5年(高校・中等教育学校の場合)または3年(高専・短大・大学の場合)以上の建設工事施工に従事した経験を有する者
第7条2号ロ	02	10年以上の建設工事施工に従事した経験を有する者
第15条2号ハ	03	国土交通大臣が第15条2号イに該当する有資格者と同等以上の能力があると特別に認定した者 (特定建設業に限り認められていますので、一般建設業の専任技術者にはなれません)
第15条2号ハ	04	国土交通大臣が第15条2号ロに該当する有資格者と同等以上の能力があると特別に認定した者 (ほとんど認定事例はありません)

実務経験で許可を取得しようとするときは、実際に経験した施工内容を書面にて証明する必要があります。許可申請書等に添付する実務経験証明書には所定の期間分その工事実務に従事したことが判るだけの工事数を記載してください。1枚では足りない場合には複数枚の作成が必要です。

なお、この期間はひとつの業種について必要な年数であり、同一期間に複数の業種を並行して計上することはできませんので注意してください。

証明書に記載した工事については、申請受理後別途実施される調査の際に契約書(原本)または注文書(原本)及び請書(写)を提示していただき工事内容の確認を行うこととなります。これらが揃わないときは、実務を経験したことの証明ができないこととなりますので、専任技術者になることはできません。

なお、高校等の学歴をもって実務経験期間の短縮を受けられるのは、業種ごとに指定された学科を修了していることが必要で、その内容は下記の表のとおりです。

建設工事の種類 / 指定学科	土木工学	都市工学	衛生工学	交通工学	建築学	電気工学	電気通信工学	機械工学	林学	鉱山学
土木一式	○	○	○	○						
建築一式		○			○					
大工		○			○					
左官	○				○					
とび・土工・コンクリート	○				○					
石	○				○					
屋根	○				○					
電気						○	○			
管	○	○	○		○			○		
タイル・れんが・ブロック	○				○					
鋼構造物	○				○			○		
鉄筋	○				○			○		
舗装	○	○	○	○						
しゅんせつ	○							○		
板金					○			○		
ガラス		○			○					
塗装	○				○					
防水	○				○					
内装仕上		○			○					
機械器具設置					○	○		○		
熱絶縁	○				○			○		
電気通信						○	○			
造園	○	○			○				○	
さく井	○		○					○		○
建具					○			○		
水道施設	○	○	○		○			○		
消防施設					○	○		○		
清掃施設	○	○	○		○			○		

この表で「土木工学」には、農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含みます。

## 営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について

許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有していれば、許可要件の一つである営業所専任技術者となる資格を有することができますが、その業種の経験だけに限らず、許可を受けようとする業種と技術的な共通性がある他の業種での実務経験であれば、一定の範囲内で、許可を受けようとする業種の実務経験としてカウントすることができます。

### (1) 実務経験要件緩和の対象

建設業法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）について、実務経験要件が緩和されません。同条第2号イ該当（学歴+実務経験）の場合では認められません。

なお、この対象となった者の専任技術者有資格区分コードは「99」となります。

### (2) 実務経験要件緩和を認める業種の範囲

次の場合に、異なる業種間での実務経験の振り替えが認められます。

#### 一式工事から専門工事への実務経験の振り替えを認める場合

土木一式 とび・土工、しゅんせつ、水道施設

建築一式 大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁

注) 矢印の方向にのみ振り替え可となります。右側の業種間での振り替えはできません。

#### 専門工事間での実務経験の振り替えを認める場合

大工 内装仕上

注) 両方向に向かって振り替え可となります。

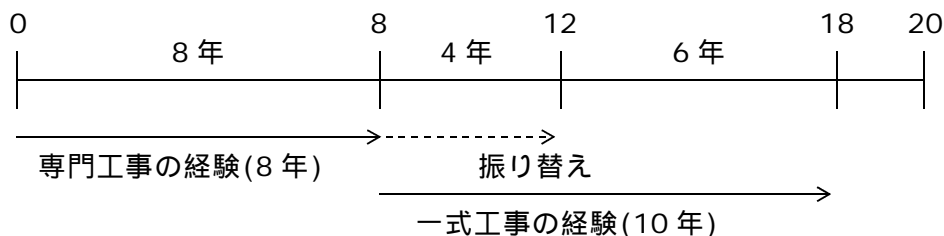
### (3) 実務経験要件の緩和年数

営業所専任技術者となろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験をあわせて12年以上（営業所専任技術者となろうとする業種については、最低条件としてそれぞれ8年を超える実務経験が必要です）有していれば、営業所専任技術者となる資格を有することができます。

### (4) 短縮効果の例

「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所専任技術者となろうとする場合、通常は20年間の実務経験が必要ですが、最短16年（4年の期間短縮）の実務経験で2業種の営業所専任技術者となることが可能となります。

#### 一式工事から専門工事への実務経験の振り替えの場合 最大2年の期間短縮



#### 専門工事間での実務経験振り替えの場合 最大4年の期間短縮

